

所得税及び復興特別所得税の確定申告がはじまります ～確定申告は自分で作成してお早めに～

平成28年分の所得税の確定申告が、2月16日（木）から下記会場で始まります。期限間近になりますと大変混雑し、長時間お待ちいただくこともあります。申告書はできるだけ自分で作成し、早めに提出してください。

■ 申告日時・会場

会 場	期 間	受 付 時 間
名 寄 税 務 署	2月16日（木）～3月15日（水）	午前9時～午後5時
町民センター1階子供会室	2月16日（木）～3月14日（火）	午前9時～11時 午後1時～4時

申告書は、国税庁HP【www.nta.go.jp】の確定申告書等作成コーナーで作成することができます。

税金が戻る方

- ・ 家屋を住宅借入金等で新築、購入又は増改築等をした場合
- ・ 多額の医療費を払った場合 など

確定申告が必要な方

- ・ 給与収入金額が2,000万円を超える方
- ・ 2箇所以上から給与を受けている方
- ・ 事業所得、不動産所得などがある方
- ・ 年末調整をしていない方

要介護認定を受けている方

- ・ 介護保険法の要介護認定により普通障害控除の対象となる場合があります。新たに控除を受けるためには認定書を申告会場にお持ちください。
担当：保健福祉課介護保険係（32-2000）

申告に持参するもの

- ・ 印鑑
- ・ 確定申告書
- ・ 収入や経費を証明できる書類（源泉徴収票、収入内訳書）
- ・ 各控除証明書（生命保険料、地震保険料、国民年金保険料等）
- ・ 医療費控除の領収書（平成28年中に支払ったもの）
- ・ 個人番号がわかるもの
※次ページ「■改正事項」参考

○還付申告：通帳
(預金口座がわかるもの)

○納付申告：口座使用印鑑
(新規口座振替をする場合)

医療費控除を受ける方

- ・ 対 象 期 間：平成28年1月1日から平成28年12月31日に支払った医療費
- ・ 対 象 者：本人や生計を一にするご家族
- ・ 控除の対象となるもの：医師または歯科医師による診療または治療の対価 など

※医療費控除を受ける際は「医療費の明細書」を作成し、添付します。用紙は役場住民課に用意してありますので、ご記入のうえ、確定申告当日にご持参ください。



◆ 医療費控除額の出し方

$$\text{医療費控除額} = \text{支払った医療費の合計額} - \text{保険金などで補てんされる金額}^{*1} - 10\text{万円}^{*2}$$

(限度額200万円)

※1 高額療養費、高額介護合算療養費や生命保険契約などで支給される入院給付金など

※2 所得金額が200万円未満の人は所得の5%の金額

以下の誤りにご注意ください

- ◆一時所得の申告漏れ
 - ・生命保険の満期などを確認してください
- ◆医療費控除の計算誤り
 - ・インフルエンザの予防接種費用など控除の対象にならないものもあります
- ◆配偶者特別控除の適用誤り
 - ・年末調整から配偶者の所得が変更になった場合など注意してください



■改正事項（平成28年より適用）

今回の申告からマイナンバーが必要となります



【税番号(マイナンバー) 制度の導入】

- ・確定申告書を提出する際に、申告者ご本人の番号確認や本人確認が必要になります
- ・控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などの個人番号も必要になります（本人確認不要）

◇個人番号カードをお持ちの方

- 個人番号カードをお持ちください



◇個人番号カードをお持ちではない方

- 番号確認及び身元確認ができる書類をお持ちください



※個人番号カードは、表面の顔写真や氏名等で身元確認、裏面のマイナンバーで番号確認が可能ですので、1枚で手続きを完了することができます。

番号確認の書類

《本人の個人番号を確認》

- ・通知カード
- ・個人番号記載の住民票

身元確認の書類

《個人番号の持ち主であることの確認》

- ・運転免許証
- ・保険証 等

【給与所得控除の引き下げ】

- ・給与所得の上限額が、平成28年分の所得税について230万円に引き下げられました

変更前	変更後
収入1,500万円以上の場合 収入金額－245万円	→ 収入1,200万円以上の場合 収入金額－230万円

e-Taxに関する情報は、e-Taxホームページ www.e-tax.nta.go.jp

税に関する情報は、国税庁ホームページ www.nta.go.jp

確定申告に関する問い合わせは、役場住民課税務係（TEL 32-2422）

名寄税務署（TEL 01654-2-2157）までご相談ください。